

● 参考資料

1) 計画策定の経過

| 開催年月日 | 内 | 容 |
|--------------|------------------------------|---|
| 平成 28 年 10 月 | 平成 28 年度 第 1 回知立市地域公共交通会議 | ・地域公共交通網形成計画等の作成について ・市民アンケート調査の実施について |
| 12 月 | 市民アンケート調査 | 市内居住者 2,000 人対象 |
| 平成 29 年 2 月 | 平成 28 年度 第 2 回知立市地域公共交通会議 | ・知立市総合公共交通会議の設置について |
| 5 月 | 平成 29 年度 第 1 回知立市総合公共交通会議 | ・知立市総合公共交通会議運営規程について |
| 8 月 | 平成 29 年度 第 2 回知立市総合公共交通会議 | ・地域公共交通網形成計画基礎調査の実施について |
| 10 月 | バス利用実態調査 | ミニバス利用者 |
| 10 月 | バス利用者アンケート調査 | ミニバス及び名鉄バス愛教大線利用者 |
| 12 月 | 平成 29 年度 第 3 回知立市総合公共交通会議 | ・地域公共交通の課題について ・住民懇談会の開催について |
| 平成 30 年 2 月 | 住民懇談会 | 市民 23 名参加 |
| 2 月 | 交通事業者ヒアリング | バス事業者及びタクシー事業者 |
| 3 月 | 平成 29 年度 第 4 回知立市総合公共交通会議 | ・地域公共交通の課題と方針について |
| 5 月 | 平成 30 年度 第 1 回知立市総合公共交通会議 | ・知立市地域公共交通網形成計画策定スケジュールについて |
| 8 月 | 平成 30 年度 第 2 回知立市総合公共交通会議 | ・知立市地域公共交通網形成計画（素案）について ・住民懇談会の開催について |
| 11 月 | 住民懇談会 | 市民 19 名参加 |
| 12 月 | 平成 30 年度 第 3 回知立市総合公共交通会議 | ・知立市地域公共交通網形成計画（案）について ・パブリックコメントについて |
| 平成 31 年 2 月 | パブリックコメント | 平成 31 年 2 月 1 日～2 月 28 日 |
| 3 月 | 平成 30 年度 第 4 回知立市総合公共交通会議 | ・パブリックコメントの実施結果について ・知立市地域公共交通網形成計画の策定について |

2) 知立市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

- 2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条―第4条関係）

| 執行機関 | 名称 | 担当事務 | 委員定数 | 委員構成 | 委員任期 |
|------|-------------|--|-------|---|------|
| 市長 | 知立市総合公共交通会議 | <p>(1) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画に関し必要な事項を調査審議すること。</p> | 20人以内 | <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 都市交通又は福祉の関係者</p> <p>(3) 地域団体又は公共的団体を代表する者</p> <p>(4) 市民</p> <p>(5) 関係行政機関の職員</p> <p>(6) 市の職員</p> <p>(7) その他市長が必要と認める者</p> | 2年 |

3) 知立市総合公共交通会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成26年知立市規則第1号）第9条の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき設置する知立市総合公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画の作成及び運用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。

(会議及び協議結果の取扱い)

第3条 交通会議の議事は、全会一致で決することを原則とする。ただし、やむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数をもって決する。

2 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(議決事項の軽微な修正又は変更)

第4条 交通会議において協議が調った事項について、次に掲げるものその他軽微な修正又は変更をしようとするときは、会議での協議を省略することができる。

- (1) バス停の名称変更
- (2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- (3) ルートの変更を伴わないバス停の位置の変更

(オブザーバー)

第5条 交通会議に知立市附属機関の設置に関する条例（平成26年知立市条例第1号）別表に規定する委員のほか、オブザーバーを置くことができる。

(代理人の出席)

第6条 委員のうち都市交通若しくは福祉の関係者又は関係行政機関の職員である者が、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、当該委員を代理するものが会議に出席し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状

を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4) 平成30年度 知立市総合公共交通会議委員名簿

(順不同・敬称略)

| 番号 | 委員区分 | 職名 | 氏名 |
|----|---------------------------------|---------------------------|------------------------|
| 1 | (1) 学識経験を有する者 | (公財) 豊田都市交通研究所 主幹研究員 | 山崎 基浩 |
| 2 | (2) 都市交通又は福祉の 関係者 (代理出席可) | (公社) 愛知県バス協会 専務理事 | 小林 裕之 (~6月 古田 寛) |
| 3 | | 愛知県タクシー協会 理事 | 植田 哲也 |
| 4 | | 名鉄バス(株) 営業本部 運行部運行課長 | 吉岡 実 (~6月 近藤 博之) |
| 5 | | 名古屋鉄道(株) 東部支配人室 営業総務課長 | 河合 貴夫 |
| 6 | | 愛知県交通運輸産業労働組合協議 会 幹事 | 田浦 洋行 (~9月 荒川 誠) |
| 7 | | 知立市身体障害者福祉協議会 副会長 | 磯貝 美紀枝 |
| 8 | | (3) 地域団体又は公共的 団体を代表する者 | 知立市老人クラブ連合会 会長 |
| 9 | 知立市区長会 会計 | | 安井 良和 |
| 10 | 知立市商工会 女性部長 | | 岩城 むつみ (~5月 毛受 美佐子) |
| 11 | (4) 市民 | 公募市民 | 櫻井 かち子 |
| 12 | (5) 関係行政機関の職員 (代理出席可) | 中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官 | 二輪 昭宏 |
| 13 | | 愛知県振興部交通対策課 主幹 | 榊原 仁 |
| 14 | | 愛知県安城警察署 交通課長 | 夏目 稔 |
| 15 | | 愛知県知立建設事務所 維持管理課長 | 鈴木 利幸 |
| 16 | (6) 市の職員 | 知立市都市整備部長 | 尾崎 雅宏 |
| 17 | | 知立市土木課長 | 近藤 修司 |

事務局：都市整備部まちづくり課

知立市地域公共交通網形成計画

発 行 知 立 市
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
電話番号：0566 - 83 - 1111（代表）
発行年月 平成 31 年 3 月
編 集 都市整備部 まちづくり課